市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

土曜日の休日納税相談窓口が予約制になります

税務課 徴収係（内線131）

平日は仕事などにより納税に関する相談ができない人のための休日納税相談窓口を、現在毎月第4週の土・日曜日の午前中に市役所税務課で開催していますが、6月以降の休日納税相談から、土曜日の納税相談が予約制になります。（8月と2月を除く）なお、日曜日の休日納税相談窓口は従来どおり実施し、予約の必要はありません。

▼土曜休日納税相談（予約制）の内容

・予約の受付期間は実施日前日の午前中まで。

・予約が少なかった場合は、他日へ振り替えさせていただく場合があります。

・ポルトガル語通訳はありません。通訳が必要な場合は日曜日の休日納税相談をご利用ください。

○6月以降の休日納税相談（土・日曜日両日）について、相談を伴わない納税のみの利用は窓口混雑の原因となりますのでお断りする場合があります。この場合、お近くのコンビニエンスストア等で納税くださるようお願いします。

MACHI箱

平成23年度知立市まちづくり委員会が市長へ提言書を提出しました

「まちづくり委員会」は、公募委員により構成され、市民目線で捉えたまちづくりに関する自主研究を行い、市長に施策等の提言をする自主研究組織です。

平成23年度は、14人の委員が「減災推進部会」と「まちづくり委員会の在り方部会」に分かれて研究し、その結果を提言書としてまとめ、3月22日（木）に市長へ提出しました。

「減災推進部会」は、“災害から自分の身を守る”をテーマとして、東日本大震災などの自然災害による被害の軽減を図る取り組みなどについて研究し、4つの提言を行いました。

「まちづくり委員会の在り方部会」では、委員会の基本的な運営方法や、委員会を市民に周知する方法などについて研究を行い、2つの提言を行いました。

詳細は、市ホームページの「平成23年度まちづくり委員会からの報告」をご覧ください。

▼問合せ　協働推進課　協働人権係（内線334）

外国人の住民の皆さんに仮住民票を送付します

市民課 市民企画係（内線196・197）

平成24年5月7日付で外国人登録情報をもとに仮住民票を作成し、その内容をご本人に5月中旬頃通知します。

仮住民票が届いたら内容を確認していただき、実態と異なる場合は市役所で変更・訂正の申請手続きを行ってください。

氏名・住所・続柄・在留資格・在留期間などは、住民票の作成に関わる重要な事項ですので、申請が漏れることのないようにご注意ください。

5月下旬までに通知が届かない場合は市民課までご連絡ください。

学生の皆さん　学生納付特例制度をご存知ですか

国保医療課 国保年金係（内線157）

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料（平成24年度は月額1万4千980円）の納付が義務づけられますが、学生については、申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金の保険料が未納になっていると、万一、病気やケガで重い障がいが残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがありますが、学生納付特例が承認された期間は障害年金の受給資格要件に含まれます。学生で所得が少なく保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例を申請してください。

なお、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の年金額の計算に含まれません。将来の年金額を減らさないために、承認を受けてから10年間のうちに保険料を納付（追納）できる仕組みとなっています。（承認を受けた年度から3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります）

▼対象者　大学・短期大学・大学院・高等学校・専修学校・各種学校（一年以上の就学課程に限る）に在学中の20歳以上の学生。（夜間・定時制・通信課程も含む）

▼申請場所　住民票を登録している市町村役場の年金担当窓口

▼申請手続に必要なもの　年金手帳、学生証（または在学証明書）、印鑑

※前年所得が一定額以上の場合、承認されない場合もあります。また、前年の所得および在学状況を確認する必要があるため、毎年申請が必要です。

後期高齢者医療保険料改定のお知らせ

保険料の改定は2年ごとに、愛知県後期高齢者医療広域連合が行います。平成24・25年度の保険料は次のとおり決定しました。

平成22・23年度の保険料率	
所得割率	7.85%
均等割額	41,844円

→

平成24・25年度の保険料率	
所得割率	8.55%
均等割額	43,510円

一人当たりの平均保険料は80,214円で平成22・23年度より5.86%の増となっています。

【保険料が増加する理由】・被保険者一人当たりの医療給付費が伸びたこと　・高齢者人口が増加したこと

■保険料の計算方法

保険料額 ＝ 均等割額 43,510円 ＋ 所得割額（総所得金額ー33万円）×8.55%

一人当たりの上限額は55万円です。（平成23年度までは50万円）

※平成24年度の保険料額は7月中旬に「後期高齢者医療保険料決定通知書」や「後期高齢者医療保険料納入通知書」でお知らせします。

■保険料の納付方法

・後期高齢者医療の保険料は原則年金天引ですが、年金天引できない人もいます。年金天引できない人は便利な口座振替をご利用ください。申込みは市役所または市内の金融機関まで。

■問合せ　国保医療課　医療係（内線151・152）、愛知県後期高齢者医療広域連合（☎052-955-1223）

国民健康保険税　よくあるQ&A

Q1. 国民健康保険税を納める人は？

A1. 世帯主が納税義務者です。

例えば、世帯主が国保ではなく、職場の健康保険に加入している場合でも、家族に1人でも国保加入者がいれば、世帯主に国保税の納付義務があります。

Q2. 1月に会社をやめたのですが、4月に加入の手続きをすると、保険税は4月分から発生しますか？

A2. いいえ、1月分から保険税が発生します。

国保税は加入する資格が発生した月分から納めます。また、国民健康保険へ加入する届け出が、喪失日から14日以内の期限に遅れた場合、届け出日以前にかかった医療費は全額自己負担となりますので、届け出はお早めにお願いします。

例：1月に会社をやめて4月に国保の加入の届け出をした場合

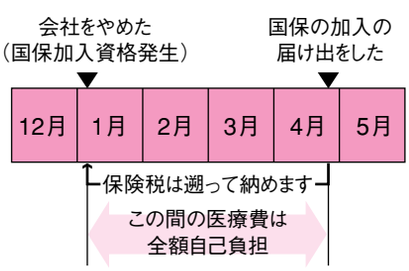

Q3. 所得がないと保険税が安くなると聞きましたが、手続きは必要ですか？

A3. 世帯主および国保加入者の人は所得の申告をお願いします。

世帯主および国保加入者全ての人に所得がないことが確認できれば、軽減がかかり、保険税が安くなります。

Q4. 平成24年度の国保の納税通知書はいつ届きますか？

A4. 7月中旬頃送付予定です。

Q5. 口座振替で国保税を納めることができますか？

A5. 口座振替で納めることができます。

口座振替をご利用されると、保険税が自動的に引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

※平成24年度分の口座振替を希望される人は、6月末日までにご希望の金融機関または市役所へ「口座振替依頼書」の提出が必要です。

▼問合せ　国保医療課　国保年金係（内線154）

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

「5月は赤十字運動月間」です 赤十字の活動資金にご協力を

福祉課 保護援護係（内線143）

5月1日～31日は、赤十字運動月間です。運動期間中、各町内会を通じて、社資募集へのご協力をお願いします。なお、町内会に未加入で赤十字の活動資金（社費および寄付金）にご協力いただける人は、福祉課窓口で受付けます。

赤十字運動の目的は、人間としての「みんなのやさしさ」を大きな力にし、民族・宗教などの対立をこえた国際的なネットワークを通じて、世界中で困窮している人々を援護したり苦しみを軽減したりすることにあります。

日本赤十字社では、この5月を「赤十字運動月間」として赤十字運動に賛同し、支えていただける社員への加入と赤十字活動に必要な資金（社費と寄付金）へのご協力を広く皆さんにお願いしています。

なお、社員には、赤十字の活動に賛同し、支えていただける人なら個人・法人を問わずどなたでもなることができます。（社員となった人から納めていただく社費は年間500円以上）皆さんのご理解とご協力をお願いします。

○5月8日は、赤十字の創設者アンリーデュナンの誕生日にちなんで「世界赤十字デー」です。

小麦の農薬散布を実施します

あいち中央農業協同組合 営農部 営農資材課（☎(73)4402）
農畜産課（☎(73)4406）

小麦の安定生産に向けて、病害防除のための農薬散布を行います。散布にあたって、住宅、隣接作物、公共施設等の周辺においては、緩衝区を設けるなど細心の注意をもって行い、強風等により飛散の恐れがある場合は作業を行いません。

散布中は危険ですので、近寄らないようにお願いします。

地域住民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

▼散布時期　4月中旬～5月上旬
▼散布場所　市内小麦栽培ほ場（水田）
▼散布方法　乗用管理機および無人ヘリコプターによる散布
▼使用薬剤　小麦アカカビ病に対する殺菌剤（登録農薬）

リサイクル家具等の展示・販売

刈谷知立環境組合リサイクルプラザ（☎(21)7251）

粗大ごみとして捨てられた家具などを簡単に補修し、入札をします。応札価格は100円からです。

▼展示入札期間　5月1日(火)～13日(日)
▼ところ　リサイクルプラザ（刈谷知立環境組合管理棟2階）
▼参加資格　知立市、刈谷市在住の人
▼開札・連絡・引渡期間　5月15日(火)～20日(日)

○引渡期間厳守。期限までに取りに来られない場合は落札無効となります。
○引渡時は本人確認できるものを必ず持参してください。
○営利目的の入札、返品およびキャンセルはできません。
○運び出しは自己搬出です。

甲種防火管理新規講習

衣浦東部広域連合消防局 予防課 予防係（☎(63)0136）
知立消防署予防係（☎(81)4142）

▼とき　5月17日(木)・18日(金)（2日間）午前9時45分～午後4時
▼ところ　安城市民会館
▼定員　162人（先着順）
▼受講料　3千500円（当日徴収）
▼申込期間　4月23日(月)～27日(金)（午前8時30分～午後5時）

※定員になり次第締切り。
※申込書は、申込場所または連合ホームページから入手できます。申込時、写真を忘れずに（縦4㎝×横3㎝、3か月以内の証明写真1枚必要）

▼申込場所　衣浦東部広域連合消防局予防課予防係または知立消防署予防係

※電話および郵送等による受付は行っていませんので直接窓口にお申込みください。

MACH箱

［ボランティア団体の活動紹介］

知立市防災ボランティア連絡会

私たちは平成20年5月の発足以来、災害発生時に設置される災害ボランティア支援本部でボランティアに関するニーズの調整を図り、救援・救助活動が円滑かつ効果的に行えるよう、コーディネーターとしての知識と行動体制を習得する活動を続けてきました。東日本大震災の被災地でも、コーディネーターがボランティア支援本部の運営・役割を担っています。

月1回の勉強会を開催し研鑽するとともに、勉強会で得た防災の知識を様々な人に伝える活動と防災に関する講座、防災コーディネーター養成講座等も開催してきました。

また、東日本大震災支援ボランティアとしても会員が積極的に参加しており、今後もまだまだ支援ボランティアは必要とされています。

当会では、防災に関心のある人を歓迎しています。あなたも会員になりませんか。多くの人の知恵と力を合わせてより良い活動につなげていきたいと思っていますので、ぜひご参加ください。

▼問合せ　知立市防災ボランティア連絡会代表　中島（☎(81)1341）

大地震から命を守りましょう

建築課 建築係（内線456・457）

■耐震補助事業（耐震シェルター等補助制度創設）のお知らせ

先の阪神淡路大震災、東日本大震災においては多くの人がお亡くなりになられました。特に阪神・淡路大震災では亡くなられた人の9割以上が建物の倒壊等による圧死や窒息死でした。地震で尊い命を失わないために、耐震診断によりわが家の耐震性を知り、耐震補強をするなどの備えをすることが必要です。

市では新年度から耐震に関する補助事業を以下のとおり行っています。耐震補強等をお考えの人はぜひお申込みください。なお今年度から新たに耐震シェルター等の設置に対し、補助事業を創設しましたのでお知らせします。

※各申請とも補助申請前に工事着手した場合は補助対象にはなりませんのでご注意ください。

※この他にも要件がありますので詳細については建築課までお問合せいただくか市ホームページをご覧ください。

■住宅に対する耐震関係補助制度概要〈平成24年度版〉

		概　要	補　助　額　等	備　考（対象となる建築物の条件等）
耐震診断	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して耐震診断を行う。	市が行い、個人負担は無料	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。在来軸組構法、伝統工法の2階建て以下の木造住宅であること。建物の所有者等が申込みをされる住宅であること。
耐震診断	非木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅に対して耐震診断の費用の一部を補助する。	いずれか低い額 ・耐震診断費用の2/3（1戸建、1戸建以外共通） ・延べ床面積（㎡）×延べ面積当たり単価（※）×2/3（1戸建以外）	1戸建：補助限度額　1戸当たり8.6万円 1戸建以外：補助限度額　1戸当たり5万円かつ1棟あたり160万円を限度 （※）延べ面積によって単価が異なります
耐震改修	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	一般型：設計費：かかった費用の2/3（限度額10万円） 工事費：かかった費用（限度額90万円）	耐震診断において判定値が1.0未満である木造住宅を耐震改修工事により判定値を1.0以上かつ1.0未満の階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3加算した数値以上とすること。
耐震改修	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	簡易型：工事費：かかった費用（限度額30万円）	耐震診断において判定値が0.7未満である木造住宅を耐震改修工事により判定値を0.7以上かつ0.7未満の階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3加算した数値以上とすること。
耐震改修	非木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	一戸建ての場合 ・32,600円×延べ面積×23%×2/3（ただし、上限あり。また、工法、条件により上乗せの場合あり） ※1戸建以外の場合は別に定めあり	1戸建：1戸当たり補助限度額80万円 1戸建以外：マンション、避難路沿道等分譲マンションが該当します。詳細はお問合せください。
解体	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の解体の費用の一部を補助する。	解体費：かかった費用（限度額20万円）	床面積は30㎡以上であること。地震発生時に通行を確保すべき道路から当該住宅の軒高以内の距離に建っていること。耐震診断において判定値が1.0未満であること。
耐震シェルター	木造住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅において耐震シェルター設置費用の一部を補助する。	耐震シェルター：かかった費用（限度額25万円） 防災ベッド：かかった費用（限度額15万円）	申請時における年齢が65歳以上であることまたは身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている人や介護保険法に規定する要介護認定を受けた人等、地震発生時に避難することが困難な人であること。耐震診断において判定値が1.0未満であること。

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

知立市施設管理協会臨時職員を募集します

1　職種・採用人数・受験資格等

職種	職務内容	受験資格等
臨時職員	施設利用者の受付、使用料の徴収、利用申請書の受付、データ入力およびその他施設管理に必要な事務	昭和25年4月2日以降に生まれた人で、パソコンのローマ字入力ができる人（学歴不問）
採用人数		
1人程度		

2　採用候補者試験

期日	試験内容	試験会場	結果発表
5月10日（木）午後1時30分から	面接	中央公民館	5月21日までに本人に発送

3　受験手続きおよび受付期間

▶提出書類　受験申込書1通（指定様式に写真を貼付した自筆で記載されたもの）

※指定様式は、4月16日㈪から、市役所2階施設管理協会事務局および右記「勤務場所」の各施設で配付します。ただし、配付時間は各施設の開館時間に限ります。

▶受付期間　4月16日㈪～5月2日㈬まで（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時まで）

▶受付場所　市役所2階　施設管理協会事務局

4　雇用条件等

▶賃金　時間給940円（平成24年4月1日現在）

▶勤務時間　1日6時間以内で週5日以内。ただし、土・日曜日、祝日勤務、夜間勤務もあります。

注1）年収で70万円から100万円程度になります。

注2）厚生年金、健康保険、雇用保険の対象にはなりません。

▶雇用期間　平成24年6月1日～平成25年3月31日まで。ただし、勤務状況が良好な場合は、雇用期間を延長します。

5　勤務場所　中央公民館

※ただし、配置転換により猿渡公民館・文化広場・福祉体育館・昭和グランドのいずれかに変更となる場合があります。

6　採用予定日　平成24年6月1日

7　その他

・提出された書類は、返却しません。

・受験資格の有無、提出書類の記載事項について、不正があったときは、合格を取り消すことがあります。

▶問合せ　施設管理協会事務局（内線297）

臨時職員（栄養士）募集

学校給食センター（☎(81)3761）

▼募集人員　1人

▼応募資格　昭和18年4月2日以降に生まれた人で、栄養士免許を有し、簡単なパソコン業務ができる人

▼業務内容　給食用食材の検収業務および一般事務

▼雇用期間　5月7日～11月6日まで。ただし、勤務状況が良好な場合は雇用期間を延長します。

▼勤務日　週5日（土・日曜日、祝祭日を除く）

▼勤務時間　午前8時～午後2時30分（60分休憩）

▼賃金　時間給1千270円（月末締め翌月16日支給）

※厚生年金・健康保険の対象にはなりません。

▼採用方法　書類選考後面接

▼募集期間　4月20日㈮～27日㈮

▼提出書類　履歴書（写真添付）を学校給食センターへ。（午前8時30分～午後5時15分）

全国でも珍しい人形かしらが発見されました！

市史編さん係では、昔の史料を集めるとともに、様々な調査も行っています。今年度は知立まつりで代々使われてきた人形かしら約300点についての調査が行われました。調査者は、人形かしら研究の第一人者である加納克己氏（人形芸能史研究所所長）です。

人形かしらは、竹本義太夫以後の義太夫節系とそれ以前の古浄瑠璃系とに大きく分類され、知立では義太夫節系以後のものしかないとされてきました。しかし、今回の調査により、それ以前に製作されたかしらがあることが確認され、知立で操り人形が上演された一番古い記録（延享四年・1747年）より約100年ほど遡る1600年代中ごろには、行われていた可能性が出てきました。

古浄瑠璃かしらは、全国的にも大変珍しく貴重なものです。このような貴重な史料を、私たちは今後も大切に守っていきたいものです。

市史編さん係では、引き続き様々な調査を行っていきます。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

▼問合せ　文化課　市史編さん係（☎(83)6789）